

官民ファンドの運営に関する K P I の明確化等

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会
事務局

2025年5月26日

官民ファンドの運営に関するKPIの明確化等

会計検査報告（令和7年5月16日）抜粋

<第2 検査の結果>

- ・「KPI 2（累積損益）」については、8法人では法人税等を経費に含めて実績値が計上されていた一方、2法人では法人税等を経費に含めずに実績値が計上されていて、官民ファンド運営法人間で計上方法が異なっていた。
- ・「KPI 1-3（呼び水）」については、・・・複数の官民ファンド運営法人が同一の対象事業者又はサブファンドに対して支援決定している案件計169件のうち137件について、同一の民間企業等からの出資等の額が複数の官民ファンド運営法人においてそれぞれ誘発額として計上されていると思料される状況となっていた。

<第3 検査の結果に対する所見>

- ・幹事会の事務局である内閣官房は、KPIがガイドラインにのっとった官民ファンド間における比較検証に資するものとなるよう、KPIの計上に関する具体的な方法等を官民ファンド運営法人及び所管府省庁に周知する

「特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」に対する附帯決議 抜粋

- 財政投融资特別会計投資勘定の資金によって「官民ファンド」を組成する場合、当該ファンドによる投融资について積極的に情報開示を行うとともに、国の出資割合については当該ファンドの性質を勘案して必要最小限度に留めること。

※ 衆議院 財務金融委員会(令和7年4月22日)及び 参議院 財政金融委員会(令和7年5月15日)において、同内容で附帯決議。



【対応方針】

- 「累積損益」 ※ 現行の検証報告では、「回収等総額から、元本回収額、及び、経費総額を差し引く」旨の記載のみ。
：「経費総額に法人税等を含める」ことなどを明確化。
- 「呼び水（民間資金の誘発効果）」 ※ 現行の検証報告では、各官民ファンドがそれぞれの誘発効果を単純に報告。
： 複数の官民ファンドが同一の投資先を支援している場合、各官民ファンドが公表する「呼び水」には、重複が存在する旨を明記することなどを明確化。その上で、重複の実態に係る情報開示のあり方を検討。
- 「附帯決議」を踏まえ、官民ファンドの運営状況の積極的な情報開示等について、さらに検討をすすめる。

第2 検査の結果

1 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況

(4) 官民ファンドの運営に係る評価等の状況

ウ K P I の官民ファンド間における比較検証

四つのK P Iのうち、「K P I 1-1 (政策目的)」については、どのような指標を設定するかは官民ファンド運営法人に委ねられており、設置根拠法等に定められている政策目的等に鑑み、自らが重要であると判断した政策目的の達成状況を評価できる指標を設定することとなっている。一方、残りの「K P I 1-2 (エコシステム)」「K P I 1-3 (呼び水)」及び「K P I 2 (累積損益)」の三つのK P Iについては、内閣官房から具体的な指標があらかじめ示されている。

ガイドラインによれば、K P Iは、官民ファンド間における達成状況の比較検証が可能な指標にすることとされている。比較検証を可能とするためには、計上方法等の条件があらかじめそろっていることが望ましい。

そこで、具体的な指標が示されている前記三つのK P Iについて、計上方法等の条件を内閣官房に確認したところ、ガイドラインや幹事会検証報告において示されている以上に詳細を定めたものはなかった。

このため、官民ファンド運営法人における計上方法の実態を確認したところ、「K P I 2 (累積損益)」については、8法人では法人税等を経費に含めて実績値が計上されていた一方、2法人では法人税等を経費に含めずに実績値が計上されていて、官民ファンド運営法人間で計上方法が異なっていた。

また、「K P I 1-3 (呼び水)」については、図表1-11のとおり、複数の官民ファンド運営法人が同一の対象事業者又はサブファンドに対して支援決定している案件計169件のうち137件について、同一の民間企業等からの出資等の額が複数の官民ファンド運営法人においてそれぞれ誘発額として計上されていると思料される状況となっていた。この場合、「K P I 1-3 (呼び水)」に、他の官民ファンドによる出資等の影響が含まれることになる。

第3 検査の結果に対する所見

2 所見

(1) 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況

イ 幹事会の事務局である内閣官房は、K P Iがガイドラインにのっとり官民ファンド間における比較検証に資するものとなるよう、K P Iの計上に関する具体的な方法を官民ファンド運営法人及び所管府省庁に周知するとともに、上記の方法等を採用することが困難な官民ファンド運営法人については、その理由や実際に採用した方法等の詳細な情報を官民ファンド運営法人及び所管府省庁から報告させて公表することを検討すること

国会法（昭和二十二年四月三十日法律第七十九号）

第105条

各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）

第30条の2

会計検査院は、第三十四条又は第三十六条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3

会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百五条（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

「特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（抄）

（衆議院財務金融委員会 令和7年4月22日）

（参議院財政金融委員会 令和7年5月15日）

財政投融资特別会計投資勘定の資金によって「官民ファンド」を組成する場合、当該ファンドによる投融资について積極的に情報開示を行うとともに、国の出資割合については当該ファンドの性質を勘案して必要最小限度に留めること。